

J A全農が公表した太平物産(株)の肥料問題について

農林水産部

平成27年11月5日の全国農業協同組合連合会(J A全農)のプレスリリースにより、太平物産株式会社(本社:秋田市)が製造した678銘柄の肥料において、原料や配合割合等が表示と異なることが判明した。

この問題は、県を挙げて県産農産物のブランド化等を進めている中で、生産者の努力の成果のみならず、消費者等の信頼をも損なう極めて遺憾なことである。

まずは、J A全農が総力を挙げて、生産者等へのきめ細かな対応や、今回問題となっている同社製造肥料すべての成分分析と結果の公表、補償方法の提示などの措置を速やかに講ずるべきであり、県としても誠意ある対応を強く要請するとともに、国に対しても、J A全農に同様の対応を強く求めるよう要望したところである。

県では、こうした事態を受け、緊急的な対応として相談窓口を設置するとともに、以下の対応により、県産農産物の安全・安心の確保に努めている。

今後、県産農産物を生産・販売する中で、様々な影響が出ることも予想されることから、事案の内容に応じて、J A全農秋田県本部、公益社団法人秋田県農業公社など関係機関と連携し、迅速かつ機動的に対応していく。

1 肥料の成分分析

- 県では、J A全農秋田県本部に県内向けの肥料の成分分析を、迅速に行うよう強く要請し、県本部では(株)秋田県分析化学センターに調査を依頼することとした。
- 県本部では、県内で販売された同社製造肥料123銘柄について、11月7日から成分分析を実施している。
- 11月19日現在では、3銘柄の分析が終了しており、そのうち、表示成分より無機窒素成分が多い1銘柄は、特別栽培農産物等に影響を与える可能性がある。
- なお、国では、肥料取締法第30条に基づく立入検査を実施しており、その検査結果等を公表する予定となっている。また、J A全農も把握している成分内容を公表する予定であり、これらの内容を踏まえて対応していくものとする。

2 特別栽培農産物等への対応

(1) 秋田県農業公社への認証申請について

- 秋田県農業公社では、特別栽培農産物の認証申請があったすべての案件について、J A全農秋田県本部の分析結果等に基づいた再判定を進めており、基準を満たしている場合は、再認証通知書を交付している。
- 11月19日現在、認証対象件数は259件であり、
 - ・ 認証済みの185件のうち、165件（同社製造肥料を使用していない117件、ごく少量の使用48件）については、速やかに再認証通知書を交付した。
 - ・ 残り20件については、J A全農秋田県本部から公表される成分分析結果等をもとに、再判定の作業を進めていく。
 - ・ 認証を終えていない74件についても、成分分析結果に基づき、適格な認証審査を行っていく。

(2) 農業公社認証以外の生産者について

農業公社の認証以外の特別栽培農産物へ取り組んでいる生産者に対しては、県（地域振興局）が、生産者自身が行った窒素成分の再計算結果について、栽培管理記録等により確認を行い、基準を満たしている場合は、「確認書」を発行する。

(3) 有機J A S農産物について

秋田県農業公社が認定を行っている13団体のうち、2団体について同社製造肥料の使用が確認されたため、農業公社が出荷・販売の自粛を要請している。

今後については、現在、国による調査が行われていることから、その結果を待って対応する。

3 環境保全型農業直接支払交付金への対応

- 平成27年11月5日付けで、農林水産省から同社製造肥料を使用し、事業の要件を満たさない場合は、交付対象とならない旨通知があった。
- 関係市町村に対し実態調査を実施したところ、17市町村32申請団体のうち、5市村7団体で同社製造肥料の使用が確認された。
- 今後、当該肥料の分析結果等を踏まえ、県の指導のもと各市町村が交付対象の可否を判断することになる。
- 県では、化学肥料や農薬を減らす栽培に取り組んだ生産者が、交付金の対象とならない場合、発生した損害の補償をJ A全農が確実に履行することについて、国からも強く求めるよう要望したところである。

【参考】

1 特別栽培農産物

国が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、その農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用成分回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。

本県では、国のガイドラインに基づき、県の制度として、秋田県農業公社を認証機関とする「秋田県特別栽培農産物認証制度」を制定・運用しているほか、生産者が国のガイドラインに基づき、自主的に特別栽培農産物の生産・販売を行っている。

2 有機農産物

有機農産物のJAS規格に基づき、化学合成された肥料及び農薬を避けることを基本として、播種または植付け前2年以上の間、堆肥等による土づくりを行った圃場において、生産された農産物。

3 環境保全型農業直接支払交付金

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して支援を行う。具体的には、有機農業の取組及び農薬・化学合成肥料の5割低減を実施したうえで、堆肥の施用等の取組を合わせて実施した場合、その面積に応じて交付する制度。

○交付単価は、8,000円/10a(国1/2、県1/4、市町村1/4)

ただし、堆肥の施用は施用量等により1,400~4,400円/10a

4 肥料の使用状況(現時点での推計値)

県内肥料供給量(トン)	54,000
うち太平洋産製肥料	5,000
うち水稲用肥料	1,800
うち特別栽培米等用肥料	250

5 主食用水稲の状況(現時点での推計値)

区分	面積(ha)	生産量(トン)
県内主食用水稲	71,200	419,400
うち特別栽培米等	9,400	53,400
うち影響が懸念される水稲	420	2,400